

登録申請書記載要領

当センターで記入します

受理番号
年 月 日

一般財団法人 建材試験センター
理事長 殿

登録申請者
(所在地)
(氏名又は名称)
(代表者)

登 録 申 請 書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたいので、同法第 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請書の記載事項

(1) 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別

- ① 第一種木材関連事業
- ② 第二種木材関連事業

※該当する事業の後ろに○印を付してください。両方に該当する場合は両方に○印を付してください。
なお、第一種木材関連事業者は丸太の加工、輸出、販売をする事業及び木材等を輸入する事業を
いいます。第二種はそれ以外の木材関連事業者です。

(2) 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別

- ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
- ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
- ③ 木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

※該当する事業の後ろに○印を付してください。複数該当する場合は該当するものすべてに○印を付し
てください。

(3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

① 第一種木材関連事業の場合

ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称

イ 所在地

ウ 事業内容

※複数の部門等がある場合は、別表(i)によりア～ウの事項を記載してください。

② 第二種木材関連事業の場合

ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称
又はプロジェクト名称(建築又は建設をする事業に限る)

イ 所在地

ウ 事業内容

※複数の部門等がある場合は、別表(i又はii)により、ア～ウの事項を記載してください。

(4) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類

① 第一種木材関連事業の場合

※第一種木材関連事業において取り扱う木材等の種類全てを記載してください。

② 第二種木材関連事業の場合

※第二種木材関連事業において取り扱う木材等のうち登録の対象とする木材等を記載してください。

※①、②とも省令や基本方針で定められた種類に基づき記載してください。また、多種類に及ぶ場合には、別表(iii)に記載してください。

(5) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み

※(4)の木材等の種類ごとに直近1年間に取り扱う見込み数量を記載してください。
また、必要に応じ別表(iii)によって記載してください。

(6) 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域(第1種木材関連事業のみ)

① 樹種:

② 伐採された国又は地域:

※取り扱いが想定される樹種名、樹木の伐採された国又は地域名を記載してください。
また、必要に応じ別表(iv)に記載してください。

※(3)～(6)については、別表i～ivを用いて、部門、事務所、工場又は事業場ごとに作成することができます。

2 添付書類

申請書の添付書類には、次の（１）から（３）に掲げる事項を記載した資料や書類を必ず添付してください。

（１）合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法

① 確認に関する事項

※取り扱う木材等の原材料を受け入れる際に行う合法性の確認の方法について、判断基準省令に定める方法によりの確に行うことを明確に記載してください。

なお、登録する事業の範囲において取り扱う木材等について、ガイドラインに基づく「森林認証制度及びC o C認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林や木材等の認証制度の取得を行っている場合には、その内容を記載し、これらの証明方法を行っていることを証明する資料を添付してください。

例) 第一種木材関連事業の場合

判断基準省令に基づき、対象となる樹木に関する情報を入手し、国の提供する法令情報等を踏まえた確認を行います。

例) 第二種木材関連事業の場合

木材等を譲り受けた際に受け取る書類等（納品書、請求書に記載された情報、あるいはカタログ、ホームページ等）により確認します。

② 木材を譲り渡す時に必要な措置

※①で確認（合法性の確認を含む）した旨の記載書類等を明確に定め、譲渡先に確実に提供することとしてください。（木材等の消費者への販売、建設業、バイオマス発電を行っている場合等を除く。）

例) 第一種木材関連事業の場合

納品書等に、確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合はその旨を記載します。

例) 第二種木材関連事業の場合

納品書、カタログ、ホームページ等に確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合は合法性の確認された木材等であることを記載して譲り渡します。

例) 第一種、第二種共通

クリーンウッド法又はガイドラインによる登録、認証又は認定を受けている場合はその旨を記載します。

③ 記録の管理に関する事項

※判断基準省令第5条に掲げる事業の区分ごとに、確認に係る記録等の保管に関する方法を記載してください。

例) 合法性の確認のために入手した伐採の合法性を示す書類及び追加的資料の入手等を含めた確認の記録を台帳に整理し、5年間保管します。

(2) 体制の整備に関する事項

- ① 合法伐採木材等の分別管理（木材等の消費者への販売、建設業、及びバイオマス発電を行っている場合等を除く）

※合法伐採木材等とそれ以外の製品を適切に分別管理するための方法について記載してください。保管場所の図面や写真があれば添付してください。

- ② 責任者の設置

※部門、事務所、工場又は事業場において、合法性の確認、書類の譲渡し、記録の管理及び分別管理を適切に実施するために必要な責任者を設置し、その氏名及び役職、職歴等を記載してください。

- ③ その他の必要な体制整備（事業者の合法伐採木材等への取組方針の設定）

※合法伐採木材等の利用等に関する取組方針や行動規範の設定（又は既存の方針等の見直し）を行った旨を記載するとともに、その写しを添付してください。

(3) その他必要な書類

- ① 個人にあつては、住民票の写し
② 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の名簿
③ 申請者が法第11条第1項第2号から第4号までに該当しないことを証する書類
④ 登録免許税支払済み領収書のコピー
⑤ 誓約書

※宣誓書を任意の様式で作成してください。

※建材試験センターが配布する様式の内容を確認したのち、署名等をした上で提出してください。

別表 i 部門、事務所、工場又は事業場（プロジェクト単位を除く）の場合

部門、事務所、工場又は事業場の名称	所在地	事業内容

別表 ii プロジェクト単位の場合

プロジェクト名称	
プロジェクト実施場所	
構造	
用途	
規模（建築面積・延べ床面積・階数等）	
着工日と竣工日	
対象とする部材群・製品群	木材：
	物品：

※建築又は建設をする事業に限る。

別表 iii 木材等の種類

木材等の種類	取扱見込み量
木材 (合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類を列記)	(合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込みを記載)
計	
物品	

別表 iv 樹種、伐採された国又は地域

木材等の種類	樹種	伐採された国又は地域
木材 (木材等の種類を列記)	(取り扱いが想定される樹種名を列記)	(樹木の伐採された国又は地域名を記載)
物品		